

令和5年度 就業支援基礎研修のごあんない

和歌山障害者職業センターでは、障害のある方の就業支援を行う関係機関の皆さんと連携しながら、職業リハビリテーションサービスを実施しています。

和歌山県内の障害者雇用をさらに促進していくためには、就業支援を担うスタッフが支援ノウハウ等についての基礎知識を修得し、支援スキルを向上させていくことが大切です。

そこで、就労移行支援事業所をはじめとする関係機関の方々を対象とした「**就業支援基礎研修**」を、下記のとおり開催いたします。

皆様の受講を心よりお待ちしております。

対象者

障害者の就業支援を行っている福祉機関、医療・保健機関、教育機関等の職員

場所

和歌山職業能力開発促進センター(ポリテクセンター和歌山)
A棟 204、205
〒640-8483 和歌山県和歌山市園部 1276 番地

定員

30名

日程・内容

◇1日目 令和5年7月21日(金) 10:15~16:30

◇2日目 令和5年8月4日(金) 10:00~15:30

◇3日目 令和5年8月8日(火) 10:00~16:40

各日のカリキュラムについては別紙「日程表」をご確認ください。

申し込み

「就業支援基礎研修受講申込書」(様式第1号)に所定の事項を記入し、**令和5年6月23日(金)まで**に当センターまでメール(E-mail:wakayama-ctr@jeed.go.jp)又は郵送にてお申し込みください。

※和歌山障害者職業センターのホームページに受講申込書を掲載しております。

※会場の都合により、複数名の申し込みをされた機関に対して受講者の調整をさせていただくことがあります。また、応募者多数の場合は、全科目受講可能な方を優先させていただきます。予めご了承ください。

受講通知

受講者には、7月10日(月)までに法人・施設の長あて受講決定通知書をメールで送付します。

受講料

無料

その他

会場には専用駐車場(無料)があります。

会場周辺には飲食店等がありません。昼食は各自でご用意ください。

問い合わせ

和歌山支部 和歌山障害者職業センター TEL:073-472-3233 (担当:守谷、川瀬)



この研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)の就労支援関係研修修了加算における「別に厚生労働大臣が定める研修」として定められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」(平成21年厚生労働省告示第178号)第1号の「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に掲げるセンターにおいて基準第175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修」(就労支援員対応型基礎研修)に該当します。

※就労支援員対応型基礎研修を受講することによる上記の基準に基づく就労支援関係研修修了加算の適用を想定されている場合は、受講者がカリキュラムにおける全ての科目を受講する必要があります。